

様式第2（第4条関係）

事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書

令和8年 9月14日

埼玉県知事 大野 元裕 殿

住 所
埼玉県比企郡吉見町大字下細谷1210番地
吉見町商工会 会長 金 井 久

住 所
埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地
吉見町 町長 神 田 隆

令和4年1月26日付けで認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

- 1 変更事項
- 変更1 （別表1）〈2. 発災後の対策〉－②応急対策の方針決定－A 自然災害の場合
－職員（常勤）の居住地一覧の一部変更
- 変更2 （別表2）事業継続力強化支援事業の実施体制
－①人事交流による法定経営指導員の変更

2 変更事項の内容

変更1の内容

【変更前】

職員（常勤）の居住地一覧

	熊谷市	小川町	狭山市	吉見町	ときがわ町
5名	1名	1名	1名	1名	1名
通勤距離（概算）	6km	20km	24km	1km	20km
通勤手段	車	車	車	車	車
所要時間	15分	50分	60分	5分	45分

【変更後】

職員（常勤）の居住地一覧

	熊谷市	小川町	鴻巣市	吉見町	ときがわ町
5名	1名	1名	1名	1名	1名
通勤距離（概算）	6 k m	2 0 k m	7 k m	1 k m	2 0 k m
通勤手段	車	車	車	車	車
所要時間	1 5 分	5 0 分	2 0 分	5 分	4 5 分

【変更理由】

人事交流（1名）の終了によって変更が生じたため、現況に即した職員（常勤）の居住地に変更するもの。

変更2の内容

【変更前】

- ・ 清水 純弘 （連絡先は後述（3）①参照）
- ・ 柳川 史善 （連絡先は後述（3）①参照）
- ・ 古杉 いつみ（連絡先は後述（3）①参照）

【変更後】

- ・ 清水 純弘 （連絡先は後述（3）①参照）
- ・ 今井 有介 （連絡先は後述（3）①参照）
- ・ 古杉 いつみ（連絡先は後述（3）①参照）

【変更理由】

法定経営指導員で鶴ヶ島市商工会に出向していた今井有介が人事交流期間終了によって吉見町商工会へ復帰、同じく吉見町商工会に出向していた法定経営指導員の柳川史善が鶴ヶ島市商工会へ帰任したことにより変更するもの、

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：清水純弘・今井有介・古杉いつみ